

## 県民ボランティア活動支援センター条例施行規則

平成12年7月28日長崎県規則第77号

改正 平成17年7月19日規則第59号

県民ボランティア活動支援センター条例施行規則をここに公布する。

### 県民ボランティア活動支援センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県民ボランティア活動支援センター条例（平成12年長崎県条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申請)

第2条 条例第5条に規定する申請書は、県民ボランティア活動支援センター指定管理者指定申請書（様式）によるものとする。

2 条例第5条第1号に規定する事業計画書は、県民ボランティア活動支援センター（以下「支援センター」という。）に係る次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 支援センターの管理運営方針に関する事項
- (2) 支援センターの管理運営の内容に関する事項
- (3) 収支計画に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第5条第2号に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 団体の概要に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、支援センターの管理に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。（施行の日 = 平成12年7月30日）

### 附 則（平成17年規則第59号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の県民ボランティア活動支援センター条例施行規則の第2条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

様式（第2条関係）

県民ボランティア活動支援センター指定管理者指定申請書

年 月 日

長崎県知事 様

（申請者）  
所在地  
団体の名称  
代表者氏名  
連絡先 担当者名  
電話番号

県民ボランティア活動支援センター条例第5条の規定に基づき、県民ボランティア活動支援センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

（注）申請に関しては、県民ボランティア活動支援センターに係る次の書類を添付するものとする。

- （1）支援センターの管理運営に関する事業計画書
- （2）定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類
- （3）法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- （4）役員の名簿及び履歴書
- （5）団体の概要に関する書類
- （6）前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類